

ブロック 塀

令和7年度 危険ブロック塀撤去事業

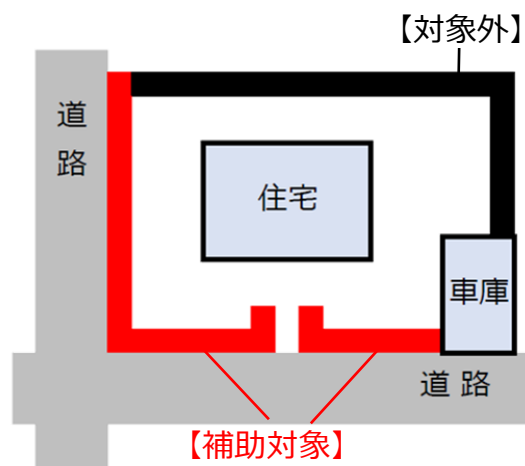
R7年度末に
終了
します!

通行者の安全確保を図るため、倒壊の危険性のあるブロック塀の撤去について、市がその経費の一部を補助します。

■対象となる危険ブロック塀

次の全てを満たすもの

- ・コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀および門柱
- ・道路（市道または建築基準法に規定される道路、公共施設の避難通路）に面しているもの
- ・建築基準法の基準を満たしていないもの、または亀裂、傾き若しくはぐらつきその他の損傷が生じているもの



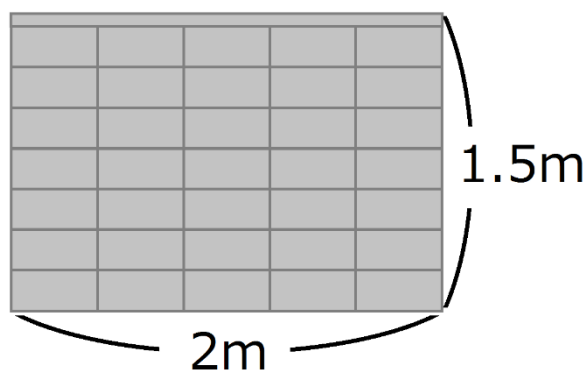
※補助金の交付は、同一敷地内の危険ブロック塀に対して1回限りです。

■補助額

1 m²あたり 3,000 円（**上限なし**）

【面積計算の例】

面積は「底辺×高さ」で計算します。
右の例では $2\text{m} \times 1.5\text{m} = 3\text{m}^2$ となります。



■申請期限

工事着工前に申請が必要です。

※制度の詳細については、市地域整備課までお問合せください。

【問合せ・申請先】羽咋市役所 2 階 地域整備課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200

☎0767-22-9645 E-mail kensetsu@city.hakui.lg.jp

HP はこちら▶▶

